

平成30年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合政策部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
広報課	テレビ放送委託	なるほど滋賀事業番組制作・放送に係る契約（なるほどミュージアム滋賀）	平成30年7月6日 ～ 平成31年3月31日	びわ湖放送株式会社	12,800,000	県全域をカバーする唯一の民間テレビ放送局であり、所定の経費で番組制作が可能であるため。	2	3イ
企画調整課	SDGs連携拡大業務委託	SDGs連携拡大業務に係るワークショップ、交流会の運営業務、映像による教材等作成業務	平成30年7月24日 ～ 平成31年3月22日	株式会社トウリー	6,459,912	本業務の内容は、SDGsを分かりやすくまとめた教材の作成、効果的な手法を用いたワークショップの実施等であり、その内容については、事業者が有する高度かつ専門的な知識・技術・企画力・ノウハウ等の活用が必要不可欠であった。そのため、より優れた提案内容をもって事業者を決定する必要があり、競争入札に適しないことから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4